



2022年3月29日

銀行初の「プラチナえるぼし認定」の取得について

千葉銀行（頭取 米本 努）は、2022年2月10日（木）付で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法^{※1}」）に基づく認定マーク「プラチナえるぼし認定」を銀行業として全国で初めて取得し、本日、千葉労働局長より認定通知書を受領しましたので、お知らせします。

プラチナえるぼし認定は2020年6月に新設され、えるぼし認定企業^{※2}のうち、行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組みの実施状況について、特に優良である事業者が厚生労働大臣から認定を受けることができます。

今回の認定は、女性が活躍できる職域の拡大や、キャリア意識啓発、男性も女性も働きやすい職場を目指した環境整備・働き方改革のための諸施策への取組みを通じて、行動計画の目標を達成するとともに、継続就業や女性の管理職比率など全ての認定基準を満たしたことが評価されました。

当行では、引き続きダイバーシティ推進を持続的成長のための経営戦略と位置づけ、職員一人ひとりが能力を最大限発揮し、働きがいのある魅力的な職場づくりに積極的に取り組んでまいります。

- ※1 女性活躍推進法とは、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国・地方公共団体・民間事業者（一般事業者）の各主体の、女性の活躍推進に関する責務等を定めた法律です。
- ※2 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が優良な企業に与えられるものです。

<当行のダイバーシティ推進の取組み>

URL <https://www.chibabank.co.jp/company/info/diversity/>

以上



右：千葉銀行 淡路取締役常務執行役員

左：厚生労働省 江原千葉労働局長